

平成 28 年度 新宿区空き保育室型定期利用保育実施要綱

平成 28 年 8 月 17 日 28 新子保入第 295 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 利用調整（第 7 条—第 16 条）
- 第 3 章 新宿区立保育所の利用料の徴収（第 17 条・第 18 条）
- 第 4 章 雑則（第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新宿区立保育所及び私立保育所の空き室を利用して実施する空き保育室型定期利用保育（以下「定期利用保育」という。）の実施及び利用調整について、必要な事項を定めるものとする。

（実施施設等）

第 2 条 定期利用保育の実施施設（以下「実施施設」という。）、開始時期及び利用定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|----------------|--------|
| (1) 新宿区立早稲田南町保育園分園 | 平成 28 年 10 月開始 | 定員 8 名 |
| (2) ぽけっとランド市ヶ谷保育園 | 平成 28 年 10 月開始 | 定員 5 名 |
| (3) 太陽の子 新小川町保育園 | 平成 29 年 1 月開始 | 定員 8 名 |

（利用要件）

第 3 条 定期利用保育を利用できるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する乳幼児とする。

- (1) 新宿区の区域内に住所を有していること。
- (2) 定期利用保育の利用希望月に有効な保育園・子ども園等の入園申込みを行い、不承諾の決定を受けたこと。
- (3) 幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は認証保育所に在籍していないこと。
- (4) 保護者の継続的な就労状況により保育が必要であること。
- (5) 基準日（入園し、又は進級する年度の初日の前日をいう。）における年齢が満 3 歳未満で、利用月初日に満 1 歳に達していること。
- (6) 離乳食を完了していること及び健康で集団保育が可能であること。

（実施日及び実施時間）

第 4 条 定期利用保育の実施日は、実施施設の開所日とし、実施時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（利用区分）

第 5 条 定期利用保育の月を単位とした利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 週 2 回の利用
- (2) 週 3 回の利用

- (3) 週 4 回の利用
- (4) 週 5 回以上の利用
(利用申込み)

第 6 条 定期利用保育の申込み（以下「利用申込み」という。）は、乳幼児の保護者が、空き保育室型定期利用保育申込書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類（第 2 号に掲げるものにあつては区長が必要と認める場合に限る。）を添付し、区長に提出することによって行うものとする。ただし、利用申込みができるのは、実施施設のうち 1 園のみとする。

- (1) 就労証明書
- (2) 就労実績が確認できる源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等

2 申込み受付期間については、別に定める。

第 2 章 利用調整 (利用調整会議)

第 7 条 前条第 1 項の規定による利用申込みがあつた場合は、適正かつ公正に利用調整を実施するため、利用調整会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

- 2 会議は、前項の規定により付議された利用申込みについて、利用要件を審査し、次条に定める指数の高い順に、定期利用保育の利用承諾（以下「利用承諾」という。）の内定を行うものとする。
- 3 会議の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 子ども家庭部保育課長
 - (2) 子ども家庭部保育課入園・認定係長
 - (3) 子ども家庭部保育課入園・認定係地区担当職員
 - (4) 子ども家庭部保育課入園・認定係調整担当職員
- 4 前項第 1 号に掲げる者をもって会議の会長とし、前項第 2 号に掲げる者をもって会議の会長代理とする。
- 5 会長は、会議を招集し、会務を総理する。会長代理は会長が必要と認めるときにその権限を代行する。
- 6 会議の開催は、月 1 回とする。ただし、会長が必要と認めるときは、随時、開催することができる。
- 7 会議は、会長（会長代理を含む。以下同じ。）が出席した場合に成立するものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。
- 9 第 2 条に掲げる実施施設において、利用申込みを受けた乳幼児の数が各号に定める定員に満たない場合は、書面の持ち回りをもって会議に代えることができる。

(利用調整基準)

第 8 条 利用調整における定期利用保育の必要度を定める基準（以下「利用調整基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 保護者の就労状況による利用調整基本指数は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(2) 乳幼児が別表第 2 に定める利用調整基準に該当する場合には、同表に定めるところにより、前号に定める利用調整基本指数に利用調整基準の指数を加算し、又は減算する。

(利用承諾)

第 9 条 利用承諾の決定は、区長が行うものとする。

2 第 7 条第 2 項の規定により利用承諾の内定を受けた乳幼児については、当該施設で行う健康診断及び面接を受けさせ、次条第 1 項第 4 号から第 7 号までの事由に該当しないことを確認した上で、利用承諾の決定を行うものとする。

3 第 1 項の規定により、利用承諾の決定を行ったときは、利用申込みを行った保護者に対し、新宿区空き保育室型定期利用保育承諾書(第 2 号様式)により通知するものとする。

4 利用承諾の期間は、利用承諾の決定をした日の属する月の翌月の初日から当該利用月の属する年度末までとする。

(不承諾)

第 10 条 乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を行わないものとする。

(1) 第 3 条に掲げる定期利用保育の要件に該当しないとき。

(2) 利用申込みをした実施施設の年齢別取扱枠に欠員がないとき。

(3) 利用申込みをした実施施設の年齢別取扱枠に対する欠員数を超える利用申込みがあり、申込対象の乳幼児が利用可能な順位に達しないとき。

(4) 実施施設での面接及び健康診断の結果、新宿区障害児等保育の実施に関する要綱(平成 18 年 3 月 20 日付け 17 新福保入第 274 号)第 5 条に規定する入園及び保育環境検討会(以下「検討会」という。)において、実施施設における集団保育が困難と認められたとき。

(5) 申込対象の乳幼児に感染のおそれのある伝染性疾患が認められるとき。

(6) 申込対象の乳幼児の心身が虚弱で保育に耐えないと区長が認めたとき。

(7) 前各号のほか、やむを得ない理由があると区長が認めたとき。

2 区長は、前項の規定により利用承諾を行わない決定をしたときは、利用申込みを行った保護者に対し、新宿区空き保育室型定期利用保育不承諾書(第 3 号様式)により通知するものとする。

(利用開始後の利用要件の確認)

第 11 条 区長は、定期利用保育の利用開始後に、乳幼児又は保護者の住所、氏名、就労状況、世帯の状況等に変更があった場合は、当該乳幼児の保護者に家庭状況等変更届(第 4 号様式)を提出させるものとする。

(利用承諾の取消し)

第 12 条 区長は、利用承諾の決定をした乳幼児が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用承諾を取消すものとする。

(1) 検討会において集団保育が困難と認められたとき。

(2) 感染のおそれのある伝染性の疾患が認められるとき。

(3) 心身が虚弱で保育に耐えないと区長が認めたとき。

- (4) 第3条に掲げる定期利用保育の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 傷病や疾病による欠席が月を超えて継続される時又は継続されると予測される時。
- (6) 前各号のほか、保育が困難と区長が認めたとき。

(利用日等の変更及び取消しの申出)

第13条 利用承諾を受けた乳幼児の保護者が、利用日等の変更を申し出る場合の手続については、別に定める。

(利用辞退)

第14条 定期利用保育の利用承諾を受けた乳幼児の保護者が、定期利用保育の利用辞退をしようとするときは、空き保育室型定期利用保育辞退届書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

(利用の取消し)

第15条 区長は、定期利用保育を利用している乳幼児が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該定期利用保育の利用を取り消すものとする。

- (1) 利用開始後に第12条に掲げる該当する事由が生じたとき。
 - (2) 保護者から空き保育室型定期利用保育辞退届書の提出があったとき。
- 2 前項の規定により定期利用保育の利用を取り消したときは、当該利用承諾を受けた乳幼児の保護者に対し、新宿区空き保育室型定期利用保育利用取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(利用料)

第16条 定期利用保育の利用に係る利用料(以下「利用料」という。)は、別表3に定める額とする。

- 2 前項の規定により、利用料を決定したときは、利用承諾を受けた乳幼児の保護者に対し、利用料決定・変更通知書(第7号様式)により通知するものとする。

第3章 新宿区立保育所の利用料の徴収

(利用料の納付時期)

第17条 区立保育所の利用承諾を受けた乳幼児の保護者は、定期利用保育の利用月の前月25日(利用開始月にあつては、当該利用開始月の14日)までに、前条第1項に定める利用料を納付しなければならない。

(利用料の返還等)

第18条 前条の規定により納付された利用料は、次の各号に掲げる場合に返還するものとする。

- (1) 月を単位として取消しを行う場合であつて、定期利用保育利用月の前月25日(乳幼児が認可保育所等に入園する場合を除き、また当該日が実施施設の休園日に当たるときは当該日直前の開園日)までに空き保育室型定期利用保育辞退届書を提出し、定期利用保育の利用を取り消した場合。
 - (2) 災害その他緊急事態の発生により定期利用保育を実施できなかったとき。
 - (3) その他特に返還の必要があると区長が認める時。
- 2 利用料に過納又は誤納がある場合は、これを返還するものとする。ただし、その

返還を受けるべき者に納付すべき利用料がある場合又は新たに定期利用保育を利用する場合には、納付者の同意を得て、同一年度内に限りこれを充当することができる。

第4章 雑則

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項、及び第7条から第12条までの規定による利用申込み、利用承諾等に関し、必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。